

鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和5年4月20日（木曜日）		
開 会	午前10時24分	閉 会	午後10時39分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 浅野 博文 副委員長 金田 靖典 委 員 中山 明保 加嶋 辰史 米村 京子 吉野 恭介 石田憲太郎 岡田 信俊		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	参事兼調査係長 遠藤 全 議事係主任 橋本 圭司		
出席説明員	【教育委員会】 教 育 長 尾室 高志 教育委員会事務局副教育長 岸本 吉弘 次長兼教育総務課長 山下 宣之 教育総務課課長補佐 小清水晃子 学校教育課参事 米澤 武昌 学校教育課課長補佐 福山あゆみ 学校保健給食課長 山根ちはる 学校保健給食課課長補佐 谷村 彰彦 学校保健給食課校務支援係主査 藤原 満		
傍 聴 者	2人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時24分 開会

◆浅野博文委員長 ただいまより文教経済委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布のとおり、教育委員会から報告を受けますのでよろしくお願ひします。

【教育委員会】

◆浅野博文委員長 教育委員会の審査に入ります。

初めに尾室教育長に御挨拶をいただき、新年度となっておりますので、人事異動で替わられた方には自己紹介をお願いしたいと思います。はい、尾室教育長。

○尾室高志教育長 皆様、おはようございます。新年度に入って早々に臨時会の開催、また、文教経済委員会の開催ありがとうございます。新年度に入りまして、市内の学校でも始業式、ま

た入学式を無事に終えることができまして、順調な教育活動がスタートしたところであります。先ほどの質疑にもありましたが、コロナ対策と併せて学校での熱中症対策、これをしっかりやっていく所存でありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

教育委員会所管の予算はございませんが、報告を2件させていただきたいと思ひます。詳細につきましては担当課長より御説明申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではこのたびの人事異動で替わりました職員について自己紹介を行いますので、よろしくお願ひいたします。

○山下宣之次長兼教育総務課長 おはようございます。このたび4月1日付の人事異動で教育委員会事務局の次長兼教育総務課長兼校区審議室長を拝命いたしました山下宣之と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○米澤武昌学校教育課参事 失礼いたします。このたび4月1日付で人事異動になりました学校教育課参事兼指導係長の米澤武昌と申します。よろしくお願ひいたします。

○福山あゆみ学校教育課課長補佐 おはようございます。このたびの4月1日の人事異動で学校教育課課長補佐で異動してきました福山と申します。よろしくお願ひいたします。

報告第3号放棄した債権の報告について（説明・質疑）

◆浅野博文委員長 それでは報告に入ります。

報告第3号放棄した債権の報告についてのうち所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いします。山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課山根です。それでは報告第3号放棄した債権、本委員会に属します部分の報告をさせていただきます。本日付の配布の資料のほうで御説明をさせていただきたいと思ひますが、令和5年第1回市議会臨時議会文教経済委員会附議案等説明資料のほうで説明をさせていただきたいと思ひます。本資料の3ページより説明をいたします。これは学校給食費、指定補助教材費及び日本スポーツ振興センター災害共済掛金の債権放棄についての報告になります。このたび鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項の規定によりまして、鳥取市の債権を放棄をいたしました。よって、同条第2項の規定により報告をさせていただくものになります。所管します債権の担当課が学校給食費と日本スポーツ振興センター災害共済掛金が学校保健給食課、指定補助教材費が学校教育課と2つの課で分かれています、平成30年度3つの債権を公会計といたしまして、まとめて保護者より徴収をしておりますので、一括して担当します私のほうより説明をさせていただきます。

1つ目ですが、放棄する債権につきましては、3ページ表のとおり学校給食費、指定補助教材費及び日本スポーツ振興センター災害共済掛金の3つの債権になります。債権の種類としましては私債権になります。時効の期間が民法の適用を受けますので5年間。また、令和2年3月31日以前の債権については、民法が改正前になりますので2年間となります。

次に債権を放棄する内容につきましては3ページ2の債権放棄の内容のとおりになりますが、学校給食費と日本スポーツ振興センター災害共済掛金を令和5年3月28日、指定補助教材費を同月3月29日に債権放棄をそれぞれ行ったところでございます。これらはいずれも相手方が破

産をされまして、よって、支払い義務がなくなってしまったということから、裁判手続などの法的手続によって回収ができないといった債権になりますから、やむを得ず債権を放棄するというものでございます。

その具体的な内容につきましては4ページ以降になります。まず、4ページ目をお開きお願いいたします。4ページ、学校給食費についてです。4件、4名の破産によりまして合計22万3,866円。続いて5ページになりますが、指定補助教材費については3件、3名の破産により合計8万2,115円。続きまして6ページになりますが、日本スポーツ振興センター災害共済掛金につきましては2件、2名の破産により合計1,380円。放棄した債権の報告は以上となります。

◆浅野博文委員長 はい、御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。はい、吉野委員。

◆吉野恭介委員 説明ありがとうございました。その債権放棄したことによる市民への影響とかがあっていう辺りをちょっと、あるのかなのか教えてください。

◆浅野博文委員長 はい、山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課山根です。市民への影響というものはございません。個人の債権放棄でございますので、他に及ぶことはございません。以上です。

◆浅野博文委員長 はい、よろしいですか。そのほかございますか。はい、金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 金田です。お世話になります。3種類の結局学校給食費、教材費、それから共済掛金ということで、それぞれ4件、3件、2件ということですが、これは全て、9人なんですか、それともある程度関連性があるというふうに見ればいいんでしょうか。分かりますかね。

◆浅野博文委員長 はい、山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課山根です。先ほど何件、何人という表現で御説明させていただいたとおり、おっしゃるように9人ということでございます。以上です。失礼しました。合わせて、兼ねて費目が違うけども、同じ者がいるかどうかという御質問ですかね。失礼いたしました。同じ方がございます。最大4名でございます。お二方については、3項目が該当になります。あと、お二方については2項目ということでございます。すみません。

改めて、再度申し訳ありません。ちょっと上下の表を見誤っております。お一方については1つの債権が放棄、お二方については3件の債権を放棄、お一方については2つの債権を放棄と。以上でございます。大変失礼いたしました。

◆浅野博文委員長 はい、金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 ありがとうございます。債権関係です。それから倒産が絡んでますから、自己破産が絡んでますからあんまり詳しいところはあれですけど、せめて、もう1つね、2018年の4月から公会計が入ってきたんですけども、それ以降の分も入ってるんですよね。

◆浅野博文委員長 はい、山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 本日配布させていただいた資料のほうに、発生した債権の年度も記載をさせていただいております。平成30年が公会計でございますので、いわゆるそれ以前

のものの中にはございます。以上です。

◆浅野博文委員長 はい、金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 ありがとうございます。なかなか生活が大変になっている現状があるものですから、コロナの関係でもね。ですから、課によっては福祉のほうとも手を打てればなと思ったものですから、ありがとうございます。以上です。

◆浅野博文委員長 よろしいですか。そのほかございますか。よろしいですか。はい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第4号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆浅野博文委員長 次に報告第4号専決処分事項の報告についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。はい、山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課の山下です。では、報告第4号専決処分事項の報告についてです。説明は令和5年第1回市議会臨時会附議案、こちらで御説明をさせていただきます。附議案の13ページを御覧ください。はい。令和5年3月16日の文教経済委員会で御報告をしました公用車の事故につきまして、示談が成立をしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について、令和5年4月6日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により、御報告をします。損害賠償及び和解の相手方は1に記載のとおりでございます。

引き続き14ページを御覧ください。2の経過につきましては令和5年2月22日、城北小学校敷地内において公用車を駐車しようとしたところ、左後方より走行してきた相手方車両の右前部と公用車の左前部が接触したものであります。3の損害賠償の額ですが、13万2,000円です。和解の内容としましては4の（1）ですが、鳥取市側の過失割合を8割とし、相手方に車両修理費13万2,000円の支払い義務があることを認め支払うこと。（2）として、相手側はその余の請求を放棄する。以上の2点でございます。なお、損害賠償額につきましては本市加入の全国市有物件災害共済会から相手方に直接支払いをされます。以上、簡単ではありますが報告を終わります。

◆浅野博文委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。はい、吉野委員。

◆吉野恭介委員 あの後で駐車場見させてもらったんですけど、花壇が撤去されておるんですけども、そういったことも含めての損害賠償の額なののでしょうか。

◆浅野博文委員長 山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課の山下です。相手方車両の損害に対する損害賠償額でございます。以上です。

◆浅野博文委員長 はい、吉野委員。

◆吉野恭介委員 ありがとうございます。では、花壇を撤去した費用っていうのは、また別予算で見られているのでしょうか。

◆浅野博文委員長 はい、山下次長。

○山下宣之次長兼教育総務課長 教育総務課の山下です。花壇の撤去費につきましては、公費の範囲内で捻出しております。以上でございます。

◆浅野博文委員長 はい、よろしいですか。そのほかございますか。よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◆浅野博文委員長 以上で全ての日程を終了しましたので、文教経済委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時39分 閉会

令和5年第1回臨時会

文教経済委員会日程

(報告)

日時：令和5年4月20日(木)

本会議休憩中

場所：7階 第2委員会室

教育委員会

◎報告【説明・質疑】

報告第3号 放棄した債権の報告について【所管に属する部分】

報告第4号 専決処分事項の報告について